

まんのう町企業誘致奨励金

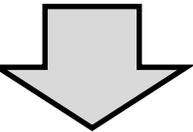
新たにまんのう町内に一定規模以上の事業所を開設しようとする企業、また町内にある既存事業所の拡張を実施しようとする企業に対して奨励金を交付し、地域産業の活性化や遊休地の効果的な利用の促進します。

土地を取得したり、土地や施設等に掛かる固定資産税に対して助成することとし、事業拡大に関する経費の軽減を図ります。さらに、まんのう町在住の方を新規雇用した際にも奨励金を交付し、新たな就業機会を創ります。

指定要件

- 【業 種】 製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業
- 【面 積】 敷地面積が 3,000 m²以上かつ新築建築面積が 1,000 m²以上

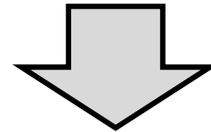
固定資産に対する奨励金



施設奨励金

- 【対象】 新たに取得した土地、家屋、償却資産
- 【交付額】 固定資産税に相当する額
- 【期間】 過疎地域における固定資産税の課税免除と合わせて 8 年間

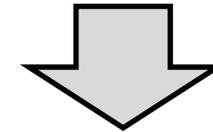
新規雇用者に対する奨励金



雇用促進奨励金

- 【対象】 本町在住の新規雇用者
- 【交付額】 町内新規雇用者×30万円（上限 600 万円）
- 【期間】 新規雇用者ごとに 1 回限り

用地取得に対する奨励金



用地取得奨励金

- 【対象】 新たに取得した用地
- 【交付額】 不動産取得税に相当する額（上限 2,000 万円）
- 【期間】 取得用地に対して 1 回限り